

豊能監第29号

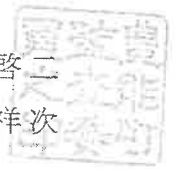
令和6年12月10日

豊能町長 上浦 登 様

豊能町議会議長 永並 啓 様

豊能町教育委員会教育長 板倉 忠 様

豊能町監査委員 田中 啓二
同 針原 祥次



令和6年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項並びに豊能町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、同法第199条第9項及び同基準第13条第1項の規定により、その結果に関する報告を別添のとおり提出します。

令和6年度

定期監査結果報告書

豊能町監査委員

令和 6 年度定期監査結果報告書

1. 監査の期間

令和 6 年 10 月 28 日から同年 11 月 12 日まで

2. 監査の対象

議会事務局

出納室

吉川支所

総務部

生活福祉部

都市建設部

こども未来部

総合政策課 広報職員課 総務課 行財政課 税務課

福祉課 住民人権課・ふれあい文化センター 保険課・国保診療所 健康増進課

建設課 都市計画課 農林商工課 環境課

教育総務課・(ふたば園)・(ひかり幼稚園)・(吉川保育所)・(東能勢小学校)・(吉川小学校)・(光風台小学校)・(東ときわ台小学校)・(東能勢中学校)・(吉川中学校)

義務教育課 こども育成課 生涯学習課・中央公民館・西公民館・図書館・ユーベルホール

※ () は書類監査のみ

3. 監査対象期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4. 監査の方針

定期監査は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理が法令等に基づき、適正に、また効率的に行われているか否かに主眼をおき、事務事業及び経営にかかる事業の各部門について関係法規等、諸規定に準拠しているか、事務処理は公正かつ効率的に執行されているかを重点に監査を実施した。

5. 監査の方法

事前に監査資料の提出を受け、また、監査後においても必要な資料の提出を求め書類の内容を確認し、所属長及び関係職員にその執行状況の説明を求め、関係書類等を審査した。

6. 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていた。

本町の主な歳入である町税収入は、今後も減少傾向であることが予想される。一方、地方交付税など国からの収入も大幅な増収は期待できず、歳入全体でこれまで以上の厳しい状況が続くと見込まれる。

このような危機的な財政状況を踏まえ、持続可能なまちづくりを目指すためにも、事務事業の執行にあたっては、町民の要望や満足度を十分考慮しつつ、事業内容の必要性や優先度を十分精査し、引き続き、最小の経費で最大の効果を挙げられるように限られた財源を効率的、効果的に執行されたい。

本件監査報告については、指摘した内容が十分理解が得られるよう、後日、措置状況の報告と齟齬のないように詳細に記載している。監査対象期間でない令和 6 年度事業についても前年度からの継続

中、あるいは、重要であると考えられる事務事業についても時機を逸することなく意見を申し上げる。
また、監査の過程で発見された事務事業の執行管理が経済的、効率的かつ効果的に行われていない事例に対しては、改善策等を提言する。なお、監査時点のものであり、現行と相違する場合もあることを念のため申し添える。

7. 監査の内容

◇各課等共通監査事項◇

1. 備品の保管、管理状況
2. 郵便切手、つり銭用現金等の管理状況
3. 出張命令、時間外勤務命令等に関する事務
4. 各種契約関係事務
5. 各種補助金、負担金、委託料に関する事務
6. 予算執行状況

部課等別の監査事項については、次のとおりである。

◇部課等別監査事項◇

議会事務局

(令和6年10月28日)

監査事項

1. 議会開会状況
2. 付議事件の状況
3. 会議の記録、公開状況について

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

出納室

(令和6年10月28日)

監査事項

1. 一般会計歳入歳出事務状況
2. 特別会計歳入歳出事務状況
3. 窓口出納事務状況

監査結果

- 決算剰余金の取扱い（関係課：行財政課、各担当課）（令和3年度～継続）
令和3年度決算審査から重ねて指摘してきたところでもあるが、決算剰余金の財政調整基金への積立ては、いわゆる“貯金を増やす”素地として、財政再建に向けての有効な一つの手法であるため、安易に取り崩すことなく毎年度確実に積み立てを行われたい。
これらの決算処理を行うためには、会計管理者は財務関係法令、町財務規則等に基づき、各担当課が、日々の会計処理をより適切に行うことを指導するとともに、町長は財政再建に向けての礎であることを職員に十分に周知され、実施されたい。
- 特別会計の収支状況の取扱い（関係課：行財政課、各関係担当課）（令和5年度～継続）
例月出納検査において、一般会計や各特別会計の現金出納状況等を検査しているが、特に、現金の資金繰りについては、一般会計から2～3の特別会計間における繰替運用（一時的な借入）が、恒常的に行われていることが実情であり、これらの特別会計の資金不足が懸念されるところである。

このため、会計管理者は、関係担当部課に対して、毎月の資金収支状況を把握するため情報共有を図られたい。

吉川支所

(令和6年11月7日)

監査事項

1. 庁舎の維持管理状況
2. 窓口事務状況（全般）

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

総務部

総合政策課

(令和6年10月28日)

監査事項

1. 新電力会社について
2. 広域行政、交通施策について
3. スマートシティ戦略プロジェクトについて
4. 公共施設再編について

監査結果

- 空き家対策の町の役割（令和3年度～継続）

今般、法改正（注）により、特定空家化の未然防止措置として、所有者の責務強化をはじめ、管理不全空家に対しての行政の指導・勧告権の強化、及び敷地に係る固定資産税の住宅用地特例措置の解除など税制上の強化措置、並びに緊急時の代執行措置などをも講ずることができるようになった。

町内の空き家の現状は、一部自治会で実態調査も進められており、一部所有者の所在不明などから、家屋の損壊や放置されている管理不全空家の状況が見受けられ、良好な住宅環境に悪影響を及ぼしている現状にある。

このため、住宅の流通促進事業は、民間の一般住宅市場での流通を注視しつつ、NPO法人との連携や「住まいの相談窓口」の周知の強化を図られたい。とりわけ、町の役割としては、地域の実情をよく把握している自治会の協力も得て、良好な住宅環境を維持するため、法改正の趣旨も踏まえ行政上の措置を重点的に取り組まれたい。

（注）空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年12月13日施行）

PowerPoint プレゼンテーション (mlit.go.jp)

- 公共交通政策について

持続可能な交通の維持のためには、地域の実情に応じた移動ニーズを量と質の両面から現状把握と分析を行い、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律のもと他分野とも共創しながら、誰もが快適に移動できる環境の整備に向けて取り組まれたい。とりわけ、国道423号線の拡幅整備及び小中一貫校の整備に伴うスクールバスの導入やスクールバスとコミュニティーバスの一括運用を検討されたい。

広報職員課

(令和6年11月7日)

監査事項

1. 人事・給与の管理について
2. 職員研修の実施状況

3. 職員の健康管理等、福利厚生事業について
4. 職員採用試験の実施状況
5. 広報紙その他の広報刊行物の発行、配布状況
6. 法律相談の実施状況
7. 選挙事務について

監査結果

● 定員のあり方（令和4年度～継続）

「令和4年度定期監査」（骨子）

- ・将来の1万5千人の人口規模に対する適正な職員規模を検討されたい。
- 「措置状況」
- ・本町特有の東西に配置されている役場機能に対応すべき職員数を検討する。

- 人口減少、歳入減少の中で、業務の削減、見直しを行い定員管理を見直しされたい。

● 広聴業務の強化（令和4年度～継続）

「令和4年度定期監査」（骨子）

- ・個人情報を除き、町に寄せられるご意見を業務改善、施策反映につなげるように具体的に検討されたい。
- 「措置状況」
- ・必要となれば共有データとしてイントラ内で管理する方向で検討します。

- 広聴業務についてのデータベース化について、その後の検討状況について示されたい。

総務課

（令和6年10月28日）

監査事項

1. 防災関連事務について
2. 電子計算処理の企画調整について
3. 防犯、自治会について
4. 法制文書について
5. 情報公開・個人情報保護制度について

監査結果

● 行政手続きのオンライン化（令和4年度～継続）

- ・現時点における各行政手続きの進捗状況と実施時期を明らかにされたい。

「措置状況」

- ・特に国民の利便性向上に資する手続きとして国が示す子育て、介護関係手続きをはじめ、法令等で定められているその他の事務についても、令和6年度以降に順次進めていきたいと考えています。

● 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（注）（令和5年度～継続）

国が示している地方公共団体の情報システムの標準化の対象範囲については、法律、政令で定められている。子育て、介護関係だけではないので、法令等に基づいて事務を進められたい。

（注）地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要 000751821.pdf (soumu.go.jp)

● 会議の公開に関する指針（令和４年度～継続）

- ・会議の公開に関する指針を定められたい。
 - ・具体的な指針策定の目途を明確にされたい。
- 「措置状況」
- ・「会議の公開に関する指針」の策定に向けて、現在準備を進めているところです。

○ 会議の公開に関する指針の策定

町が主催する外部の有識者を含めた会議や各種審議会などは、担当課によって情報公開の取扱いが統一されていない。町民にとって重要な会議は、議事録の作成をはじめ会議後一定の期間を定めて、公表時期の統一化など基本ルール化した「会議の公開に関する指針」について、策定済みであればその指針の内容を、策定中であれば策定期間を示されたい。（再掲）

総務課（消防）

（令和６年１０月２８日）

監査事項

- １．消防事務委託の状況
- ２．消防団及び消防関係団体の状況
- ３．消防用設備の検査、指導、助言等の執行状況
- ４．消防水利の維持管理状況

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

行財政課

（令和６年１０月２８日）

監査事項

- １．予算配当状況及び財政計画について
- ２．予備費の充当、予算流用、配当の状況
- ３．公債台帳の整備状況
- ４．各種契約事務状況
- ５．請負業者の選定及び関係書類の整備
- ６．町有財産の維持管理及び関係台帳の整備状況
- ７．庁舎の維持管理状況
- ８．各種統計調査について

監査結果

- 財政運営基本条例の制定（令和４年度～継続）

- ・行財政運営にあたっては、中期的な見通しを持ち、常に行財政需要や財政リスクを管理するとともに計画的に行われなければならない。今後、財政運営の基本的な事項を定めた「財政運営基本条例」の制定に向けてスピード感をもって検討されたい。
- 「措置状況」
- ・中長期的な財政運営の見通しを持つとともに、財政リスクを計画的に管理するため、「（仮称）財政運営基本条例」の制定についても検討していきます。

● 決算剰余金の取扱い（関係課：出納室）（令和３年度～継続）

令和３年度決算審査から重ねて指摘してきたところでもあるが、決算剰余金の財政調整基金への積立ては、いわゆる“貯金を増やす”素地として、財政再建に向けての有効な一つの手法であるため、安易に取り崩すことなく長期的に基金がいくら必要になるのか数字で示し、予算の段階から目標額を設定し、毎年度確実に積み立てを行われたい。

これらの決算処理を行うためには、会計管理者は財務関係法令、町財務規則等に基づき、各担当課が、日々の会計処理をより適切に行うことを指導するとともに、町長は財政再建に向けての礎であることを職員に十分に周知され、早急に実施されたい。

● 豊能町入札監視委員会（令和４年度～継続）

「令和４年度定期監査」（骨子）

- ・委員会の議事概要は公表することになっているが、ホームページ等で公表されていないため、委員会の意見具申や勧告等の活動状況を公表されたい。

「措置状況」

- ・令和６年度中に公表予定です。

- 豊能町入札監視委員会の資料、議事概要は、今後、ホームページ等で公表していくこととされている。その後の措置状況として既に公表されたのか、公表されていないければ、具体的な時期を示されたい。

● 実効的な行財政改革に関する計画の早期策定（令和５年度～継続）

町は、「行財政改革プラン２０１９」（以下「行革プラン２０１９」という。）の目的をこれまでの行財政改革の取り組みを継承しながら、より一層の行財政改革を推進することで将来的に基金の取り崩しに頼らない健全な財政運営を目指すために策定されたものであると示している。

「行革プラン２０１９」の進捗状況については、項目、取組の内容、進捗状況は示されていたが、この４年間の全体の進捗状況については、数値の目標が設定されていなかったため、財政効果額が算出できていない。

今後は、目標設定額や財政効果額を定めた実効的な行財政改革に関する計画を早急に策定されたい。

● 補助金執行の適正化（関係課：補助金執行担当課）（令和３年度～継続）

- ・町補助金交付規則に基づき、適正に措置されるよう周知徹底を図られたい。

補助金を含めた剰余の金額は、翌年度へ繰り越されていたため、補助金執行のあり方も含め関係担当課と協議されたい。

「措置状況」

- ・豊能町補助金交付規則により執行の適正化を図り、各補助金、交付金等の交付要綱による支出根拠の明確化、事業内容の評価を行い、適正な執行額の確認を行い、前年度繰越金の内容の精査、必要であれば補助金の返還手続きを行ない、適正に措置されるよう引き続き庁内掲示板や予算編成方針等で周知を図っていきます。

税務課

（令和６年１１月５日）

監査事項

- １．町税の賦課、徴収、滞納整理事務及び不納欠損処分事務
- ２．町民税等の税の減免事務
- ３．納税の普及宣伝事務
- ４．諸税の調定事務
- ５．諸税の過誤納金の還付及び充当事務

監査結果

● 税の公平性の確保（令和4年度～継続）

・徴収権消滅までに悪質な滞納者を見逃さないよう、税の公平性が確保されるよう努力が行われた。

「措置状況」（骨子）

・不誠実な滞納者に対しては、徹底した財産調査を行い、差押え等の滞納処分を進めて行く。なお、担税力のない滞納者には資力の回復・生活の再建を促す観点からやむを得ず滞納処分の執行停止を行うこともあるが、引き続き、税の公平性の観点から滞納整理を進めていく。

生活福祉部

福祉課（福祉相談支援室含む）

（令和6年11月5日）

監査事項

1. 福祉のまちづくり施策について
2. 地域福祉事業について
3. 障害福祉施策について
4. 児童手当等各種給付事務
5. 戦没者遺族等の援護事業

監査結果

● 特に指摘すべき事項はない。

住民人権課

（令和6年11月5日）

監査事項

1. 住民基本台帳、印鑑台帳、戸籍簿の整備状況
2. 各種手数料の収納状況及び関係事務の整備状況
3. 窓口事務状況
4. 人権啓発事業について
5. 女性施策について
6. 消費生活相談業務について

監査結果

● 特に指摘すべき事項はない。

ふれあい文化センター

（令和6年11月5日）

監査事項

1. 各種講座、教室の開催状況
2. 施設の利用状況
3. 施設の管理状況

監査結果

● 特に指摘すべき事項はない。

保険課

(令和6年11月5日)

監査事項

1. 保険税(料)の賦課、徴収、減免、督促、滞納処分状況
2. 保険税(料)の過誤納金、精算還付状況及び事務処理状況
3. 療養費等の給付状況
4. 後期高齢者医療関係事務
5. 被保険者の資格取得、資格喪失等の状況
6. 介護保険料の収入状況、介護保険サービスの利用状況

監査結果

● 保険料等の公平性の確保(令和4年度～継続)

- ・引き続き、保険料等の公平性が確保されるよう努力を行われたい。
「措置状況」
- ・税務課徴収室との連携を図り、必要に応じ財産調査などを行い、引き続き保険料等の公平性の確保に努めていきます。

国保診療所

(令和6年11月5日)

監査事項

1. 医薬品等貯蔵品の出納保管状況及び関係事務
2. 医療費の収入状況
3. 未収金の収入状況
4. 受診患者数の状況
5. 施設の維持管理状況

監査結果

● 特に指摘すべき事項はない。

健康増進課

(令和6年11月7日)

監査事項

1. 保健福祉の総合施策の企画、調整、推進事務について
2. 各種予防接種、検診、防疫の実施状況
3. 各種健康管理に関する事業の実施状況
4. 地域子育て支援センターの運営について
5. 高齢者福祉施策の実施状況
6. デイサービス事業、介護予防事業について
7. 施設及び諸設備の維持管理状況
8. 施設の利用及び運用状況

監査結果

● 施設管理業務委託契約

豊能町立老人福祉センター施設管理業務委託に関して、社会福祉法人 豊能町社会福祉協議会(以下、「町社協」という。)と業務委託契約を締結されている。同契約第2条の委託料については、総額で契約額を支払うものと規定されているが、同条第2項では業務実施実績により、「実績払い」と規定されているため、契約書の委託料条項の整合を図られたい。

都市建設部

建設課

(令和6年11月7日)

監査事項

1. 道路、橋梁台帳の整備状況
2. 諸工事の進捗状況
3. 災害復旧について
4. 公園・緑地について
5. 橋梁の点検について
6. 地籍調査について

監査結果

- 工事費の縮減のため、直営できるものと外注するものの計画を作成するよう検討されたい。
- 光風台駅前エスカレーターは、保守・監視業務と相当の経費がかかっているため、管理コストに見合うよう利便性を上げる方法を検討されたい。

都市計画課

(令和6年10月28日)

監査事項

1. 建築、開発に関する事務
2. 町営住宅等の各種使用料、手数料の徴収事務
3. 公園台帳の整備状況
4. 公園緑地の維持管理状況
5. 河川の維持管理状況
6. 公共下水道事業及び関係工事の進捗状況
7. 下水道台帳について
8. 下水道料金徴収状況
9. 施設及び諸設備の維持管理状況

監査結果 (関係課：行財政課)

- 除草等清掃業務委託契約
 - ・ 契約後に増額の変更契約を安易にすることなく内容を精査されたい。

農林商工課

(令和6年11月7日)

監査事項

1. 各種農業団体等に対する補助金の執行状況
2. 農林業振興に関する施策の実施状況
3. 森林整備事業について
4. 病虫害及び有害鳥獣の駆除について
5. 商工業、観光事業の振興について
6. 雇用・就労相談の状況

監査結果

- 補助金執行の適正化
所管補助金の執行について、適正に執行されている補助団体もあるが、補助団体の決算において、

剰余金が恒常的に発生し補助金額以上に繰越額が発生しているものや、補助目的や効果を検証すべき補助金も見受けられるため、町補助金交付規則に基づき適正に執行されているか、精査及び検証されたい。

環境課

(令和6年11月7日)

監査事項

1. 一般廃棄物及びし尿等の収集、運搬状況
2. 公害、苦情等の処理状況
3. ごみ減量化事業等の進捗状況
4. 各種手数料の収納状況
5. 飼犬登録及び狂犬病予防の状況

監査結果（関係課：広報職員課）

● 今後のごみ収集運搬方法（令和3年度～継続）

現在の家庭系ごみの収集運搬方法については、直営方式（職員が可燃ごみ類等）と民間委託方式（民間事業者がカン・ビン類等）で行われているが、技能労務職の高齢化とともに直営方式の収集体制には限界が来つつある。

一斉に民間委託方式に切り替えることは、現実的に難しいと思われるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるように計画的、段階的に準備を検討されたい。

「措置状況」

定年による職員の減少や定年の段階的な引き上げに伴う高齢化を踏まえ、数年後からの民間委託の拡充開始を目指し、収集の区分、地区、曜日等の見直し及び経費の比較検討を進めています。

こども未来部

教育総務課

(令和6年11月5日)

監査事項

1. 教育行政の企画及び総合調整について
2. 各学校園所における工事実施状況
3. 各施設の施設台帳の整備及び維持管理事務
4. 各種負担金の状況
5. 学校の就学、退学、転学等関係事務
6. 奨学金及び教育扶助事務
7. 給食調理業務の委託及び給食費の出納事務

監査結果

- 遠距離通学補助金について実費計算とスクールバスを比較し、適正に補助金額を算定されたい。
- 財政状況を鑑みる必要があるが、児童・生徒の給食、就学援助等に取り組まされたい。

ふたば園 ひかり幼稚園 吉川保育所

監査事項

1. 施設及び諸設備の維持管理状況
2. 保育料の調定、収納関係事務
3. 保育カリキュラムについて

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

東能勢小学校 吉川小学校 光風台小学校 東ときわ台小学校 東能勢中学校 吉川中学校

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

義務教育課 (令和6年11月5日)

監査事項

1. 各種教育研究に関する事務
2. 教職員の研修関係事務
3. 地域人権教育について
4. 支援教育について
5. 各種団体に対する補助金の執行状況

監査結果

- GIGAスクールサポーター配置事業
 - ・週1回、サポーターを小・中学校に配置して、タブレット端末の活用を進めることができたと事業評価で報告されている。当該事業は令和3年度からの継続となるため、児童・生徒の習熟度に応じてさらなる事業の見直しを検討されたい。

こども育成課 (令和6年11月5日)

監査事項

1. 児童福祉施策の企画調整について
2. 子育て支援環境の充実事業について
3. 幼稚園児数及び保育料の徴収状況
4. 保育所入所定数及び措置児童数並びに保育料の徴収状況
5. 入園所の事務
6. 留守家庭児童育成室の管理運営状況

監査結果

- 町外幼保からの小中入学者にも保幼小中一貫教育の考えを浸透する方策を検討されたい。
- 派遣されている保育士に対し、引き続き会計年度任用職員として任用できるような制度を検討されたい。

**生涯学習課
中央公民館
西公民館
ユーベルホール**

(令和6年11月12日)

監査事項

1. 各種団体の育成及び補助関係事務
2. 文化活動及び文化財に関する事務
3. 公民館等の各施設の運営及び維持管理事務
4. 社会教育及び社会体育行事及び活動関係事務
5. 各施設の利用状況について

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

図書館

(令和6年11月12日)

監査事項

1. 図書館資料の収集、整理及び保存状況
2. 各種講座等の実施状況
3. 貸出事務状況

監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

【総括・共通事項】

1. 行政課題の継続性

- ・本町の財政状況は、一般的な「厳しい財政状況」であることに留まらず、「危機的な財政状況」に置かれていることを、これまでの決算審査意見書等で指摘してきたところである。
- ・日々の行財政運営において、改善の努力をされていると思われるが、結果として大きな効果に繋がっておらず、過去の決算数値や財政調整基金等の減少傾向には変わりはなく、大きな改善傾向も見られない状況にある。
- ・本町には様々な行政課題があるが、最優先で取り組むべき共通課題は「財政再建」である。
今日の財政状況が改善されない限り課題は解消されておらず、町長の交代、町の組織改正、職員の人事異動があろうとも、この行政課題は、当然のごとく継続されるべき課題である。
町組織全体として行財政改革を途切れなく継続して取り組み、目標設定額や財政効果額を定めた「実効的な行財政改革に関する計画」を早急に策定することを要請する。(再掲)
- ・当面の課題としては、小中一貫校の整備や、公共施設の再編整備の取り組みもあり、少子・高齢化に関する財源の増嵩も予想されるが、今後、行財政運営の中長期的な見通しをもたなければ、持続可能な行財政運営が行えるかどうか不透明である。
このため、財政運営基本条例の制定についても、行財政改革と併せて検討期間を定め条例制定に向け取り組まれることを要請する。(再掲)